2023年4月

環境および社会的要素に係るグローバル議決権行使およびエンゲージメントのガイドライン

概要

弊社の顧客に対する基本的な受託者責任は、顧客の長期的な投資リターンを最大化することである。弊社の見解では、重大な環境および社会的要素を含む持続可能性課題は、リスクの源泉と成り得る一方、投資ポートフォリオの長期的価値を創造し得る。この哲学は、弊社の価値創造を基礎とした資産スチュワードシップのアプローチの根幹を成している。

弊社は通常、当社のポートフォリオにおける投資先企業が考慮することが重要であると考えるスチュワードシップ課題を特定する。

環境及び社会的要素の重要性および関係性を評価するアプローチ

環境及び社会的要素は、潜在的な投資リスクと、長期的な価値創造力の双方に成り得ると弊社は信じているが、個々の環境及び社会的要素の重要性は、業種毎や企業毎によって様々である。この前提に立ち、環境及び社会的要素の重要性に関する弊社の見解を企業に伝えるべく、幾つかの独自の枠組みや、以下の追加的なリソースを活用する。

- サステナビリティ会基準審議会（The Sustainability Accounting Standards Board(SASB)）、気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Cliemate-related Financial Disclosure(TCFD)） を含む確立された基準
- 学術的研究、及び専門家の見解
- 規制に基づいて期待される開示水準
- 業種やセクター毎の市場で期待される水準

企業に対しては、環境及び社会的要素に関するリスクを特定し管理するアプローチと、それらの事項を管理するための方針および実践について開示することを期待する。

SSGAのエンゲージメントを通した環境及び社会的要素に対するアプローチ

アセットスチュワードシップチームは通常、幅広いエンゲージメント活動に渡って取り上げられるスチュワードシップ活動の優先テーマを特定する。弊社は顧客資産において投資するポートフォリオ内の投資先企業によって考慮されるべきであると考える優先事項に焦点を当てる。こうしたエンゲージメントは弊社が投資先企業に対して要請する情報開示を設定することや、企業が取り組んでいる環境及び社会的要素に関するそれぞれが微妙に異なる課題に対しての理解をより確実にすることにつながる。確固とした情報開示要請の設定は、関連する弊社の開示要請に沿った企業の進捗状況を監視することを可能にするとともに、弊社のスチュワードシップ活動の優先分野に対する見解にも貢献する。

エンゲージメント通して、我々のスチュワードシップ優先事項に沿った幅広い項目を取り上げ、企業との長期的かつ建設的な関係構築を図る。弊社はエンゲージメントを、個別に完結する議論の連続ではなく、継続して進行する対話として捉えている。企業との会話のなかで、環境および社会的要素の主要な側面に対する期待や見方を共有し、企業や取締役会が関連するリスクと機会を如何に管理するかを理解することを目指す。

エンゲージメントにおけるR-Factorの活用

R-Factor™は企業が属する業界の重大なESG要素に関連するビジネス活動やガバナンス面についてのパフォーマンスを測定するためにSSGAによって開発されたESGスコアリングシステムである。SSGAは企業の要請に応じて企業のR-Factor™スコアに関連したエンゲージメントを行うことがある。

環境及び社会的要素に関する議案の分析

弊社では、環境及び社会的要素に関する株主提案の分析においては、以下の項目を考慮する：

- 企業の事業内容や該当セクターにおける、提案内容に含まれる環境及び社会的要素の重要性（上述の当社の環境及び社会的要素の重要性および関係性を評価するアプローチを参照）
- 提案内容とその意図が、提案に賛成することにより企業の開示や実践に照らし合わせて、投資家にとってリスクと機会をより良く理解するための情報をもたらすことにつながるかどうか
- 企業の持続可能性問題に対する取締役会の監視の強さ、および弊社のフィードバックへの対応
- 議案の拘束性もしくは非拘束性

弊社がガイダンスを設けている議案に対しては、関連する環境及び社会的要素に対する弊社の要請に対する企業の情報開示を分析する基準として、補足資料中の特定のガイダンスを活用する。

また弊社が発行済みのガイダンスを設けていない議案に対しては、企業のビジネス、およびオペレーションに対する重要性の判断と企業の関連する情報開示について評価する。

環境及び社会的要素関連議案の行使オプション

弊社は環境及び社会的要素に関連する議案に対する議決権行使に当たっては、以下のようなアプローチをとる

- 提案された議案が補足資料に記載の当社の要請に沿った進捗を促すことにつながると判断される場合賛成（提案を支持）の行使を検討する。
- 提案された議案の一部の内容については支持する場合、あるいは関連する内容への企業による開示や慣行に対する監視の実践が認められると判断される場合 は棄権（一部判断留保の意味）の行使を検討する。
- 提案された議案が重大でなくあまりにも規範的であると考えらえる場合、あるいは補足資料に記載の当社の要請に沿った進捗を促すことにつながらないと判断される場合は反対の行使を検討する。

Appendix

環境および社会に関する株主提案に関するガイダンス

以下は環境、及び社会に関する株主提案に関するステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ（以下「SSGA」）のガイダンスの概略を示す。当社は、以下の枠組みを活用して、当社のポートフォリオで保有する企業へと適用する特定の環境および社会に関するテーマを対象とする株主提案の分析を行う。

気候変動

当社はすべての投資先企業に対し、TCFD枠組みの4本の柱に従って情報の開示を行うことを要請する。

1. ガバナンス
2. 戦略
3. リスクマネジメント
4. 計測指標および目標

さらに、当社は炭素集約型セクターの企業に対し、以下の開示を要請する。

1. 長期的な気候変動対応目標に付随する暫定的な温室効果ガス排出量削減中間目標
2. シナリオプランニングに基づく戦略および財務計画上の影響に関する考察
3. 資本配分決定における気候変動の考慮
4. スコープ1、スコープ2、およびスコープ3の重要なカテゴリーにおける温室効果ガス排出量

気候変動関連の開示への当社要請事項に関する追加的な関連情報については、当社の関連するガイダンスをご覧ください。

ダイバーシティ、公平性、およびインクルージョン

当社はすべての投資先企業に対し、5つの主要分野で情報の開示を行うことを要請する。

1. 取締役会による監督：取締役会がダイバーシティおよびインクルージョンに関するリスクと機会についての監督上の役割を果たす方法を説明する。
2. 戦略：企業の全社的な人的資本管理および長期戦略において、（少なくとも人種、民族、性別の）ダイバーシティが果たす役割を明確にする。
3. 目標：企業のダイバーシティ、公平性およびインクルージョンに関する具体的な目標の有無と、そうした目標が企業の全体的な戦略にどのように寄与するか、およびその管理方法と進捗状況について説明する。

4. 計測指標：企業の全世界の従業員および取締役会のダイバーシティに関する計測値を提供する。これには以下が含まれる。

   a. 従業員：（少なくとも）人種、民族、性別に関する従業員のダイバーシティ。本情報については、すべてのフルタイム従業員について、当該業界に適した雇用区分または職階別の内訳が示されることを要請する。米国企業に対しては、米国雇用機会均等委員会のEEO-1調査で規定されている開示枠組みを少なくとも使用することを要請する。非米国企業は、SASBのガイダンスおよび各国の適切な枠組みに従って情報の開示を行うことが推奨される。

   b. 取締役会：（少なくとも）人種、民族、性別の構成を含む、取締役会メンバーのダイバーシティにおける特徴。

5. 取締役会のダイバーシティ：取締役会の（少なくとも人種、民族、性別に関する）ダイバーシティ確保に関連した目標および戦略を明確にする。これには、従業員、地域社会、顧客、その他主要ステークホルダーのダイバーシティを取締役会に反映させる方法が含まれる

ダイバーシティ関連開示への当社要請事項に関する追加的な関連情報については、当社の関連するガイダンスをご覧ください。

公民権に関するリスク

当社は全ての米国企業に以下の事項に関する開示を期待する

1. 生産品、商慣行やサービスにおいて企業内部および外部の社会の反映が過少であることによる影響を含む公民権に関するリスク

2. これらのリスクを緩和する計画；および

3. 取締役会においてこれらのリスクを監視するプロセス（例；責任を負う委員会、会議の頻度等）

関連する情報開示への当社要請事項に関する追加的な関連情報については、当社のガイダンスをご覧ください。

ペイ・エクイティ

この問題に関する株主提案を評価するため、当社は米国と英国の全ての企業に対し以下の情報を開示することを要請する。

1. 企業内において人種や性別に関連した賃金格差の是正（是正されていない賃金格差の情報開示もまた推奨されるが、現時点では英国以外の市場では要請されない）

2. ペイ・エクイティを達成・維持するための戦略。および

3. ダイバーシティ、公平性、およびインクルージョンと同様にペイ・エクイティの戦略を監督する取締役会の役割

関連する情報開示への当社要請事項に関する追加的な関連情報については、当社のガイダンスをご覧ください。

人権

当社はすべての投資先企業に対し、人権に関連するリスクを特定するための既存のプロセスを開示することを要請する。重要な人権リスクが特定されている場合は、さらに以下の情報の開示を要請する。

1. 当該企業が最も重要と考えている人権関連のリスク
2. それらのリスクを管理し、軽減する方法
3. 取締役会が人権に関連するリスクを監督する方法
4. 当該企業が人権リスク管理プログラムの実効性を評価する方法

人権関連の開示への当社要請事項に関する追加的な関連情報については、当社の関連するガイダンスをご覧ください。

人的資本管理

当社は投資先企業に対し、以下の情報の開示を行うことを要請する

1. 取締役会による監督：取締役会が人的資本に関連するリスクと機会をどのように監督しているか
2. 戦略：人的資本管理に対する取り組みが、長期事業戦略全体にどのように寄与するか
3. 報酬：組織全体の賃金戦略がどのようにして従業員を引きつけ、維持し、そして実効性のある人的資本戦略に対する貢献の動機付けとなるか
4. 従業員との対話：従業員の懸念やアイデアはどのように収集され、対応されるか。また、従業員はどのように組織に参画し、力を発揮しているか
5. ダイバーシティ、公平性、およびインクルージョン：組織がダイバーシティ、公平性、およびインクルージョンをどのように優先しているか（追加関連情報については、当社の「ダイバーシティの開示と実践に関する補足ガイダンス」を参照）

人的資本関連の開示への当社要請事項に関する追加関連情報については、当社の関連するガイダンスをご覧ください。

環境に対する影響

当社は事業活動が地域社会の環境に対して悪影響を及ぼす重大なリスクが特定された企業に対して、以下の情報を開示することを要請する。

1. 当該企業が最も重要と考えている地域社会に対する環境上の悪影響のリスク（利用可能な場合には関連する人口統計データを含む）

2. ステークホルダーの役割を含む事業活動から生じる重大なリスクを管理する方法、及び

3. 取締役会によるそのようなリスクの監督

森林破壊リスクを抱える企業

当社は森林破壊がビジネス活動への重大なリスクとなる企業に対して以下の情報を開示することを要請する。

1. 企業の事業および/あるいはバリューチェーンにおいて高いリスクを有する商品について森林破壊に関連するリスクと機会を評価し管理する戦略（例：サプライチェーンの監視と管理、森林破壊に結び付く温暖化ガス排出、商品認証、ステークホルダーエンゲージメント）

2. 企業の事業および/あるいはバリューチェーンにおいて森林破壊に関連した高いリスクを有する商品について評価、管理するために用いられる定量的および/または定性的な方法と期限付きの目標、および

3. 取締役会によるそのようなリスクの監督と責任

森林破壊リスクを抱える企業開示への当社要請事項に関する追加関連情報については、当社の関連するガイダンスをご覧ください。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズについて

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、過去40年にわたり、各国政府や機関投資家、金融プロフェッショナルの皆様に資産運用サービスをご提供しています。厳密なリサーチや分析、厳しいマーケット環境における経験を礎としたリスク考慮型アプローチをもとに、アクティブからインデックス戦略まで幅広く、コスト効率に優れたソリューションを提案いたします。そしてスチュワード（受託者）として、社会、環境への配慮が長期的な成果をもたらすということを、お客様に理解を深めていただくよう努めています。インデックス運用とETF、ESG投資の先駆者として、投資における新しい世界を常に切り拓き、約3.62兆ドル[2]を運用する世界第4位[1]の資産運用会社へと成長しました。ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、ステート・ストリート・コーポレーションの資産運用部門です。

1. Pensions & Investments Research Center, 2021年12月末時点。
2. 2023年3月末時点、、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・ディストリビューターズ・エルエルシー（「SSGA FD」）が取り扱うSPDRの残高約650.3億ドルを含みます。SSGA FDはSSGAの関連会社です。

ssga.com

Marketing communication

State Street Global Advisors Worldwide Entities

Abu Dhabi: State Street Global Advisors Limited, ADGM branch is regulated by the Financial Services Regulatory Authority (FSRA). This document is intended for Professional Clients or Market Counterparties only as defined by the FSRA and no other person should act upon it. State Street Global Advisors Limited, ADGM Branch, Al Khatem Tower, Suite 42801, Level 28, ADGM Square, Al Maryah Island, P.O Box 76404, Abu Dhabi, United Arab Emirates. Regulated by the ADGM Financial Services Regulatory Authority. T: +971 2 245 9000. **Australia:** State Street Global Advisors, Australia, Limited (ABN 42 003 914 225) is the holder of an Australian Financial Services License (AFSL Number 238276). Registered office: Level 14, 420 George Street, Sydney, NSW 2000, Australia. T: +612 9240-7600. F: +612 9240-7611. **Belgium:** State Street Global Advisors Belgium, Chaussée de La Hulpe 185, 1170 Brussels, Belgium. T: +32 2 663 2036. State Street Global Advisors Belgium is a branch office of State Street Global Advisors Europe Limited, registered in Ireland with company number 49934, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. **Canada:** State Street Global Advisors, Ltd., 1981 McGill College Avenue, Suite 500, Montreal, Qc, H3A 3A8, T: +514 282 2400 and 30 Adelaide Street East Suite 800, Toronto, Ontario M5C 3G6. T: +647 775 5900. **France:** State Street Global Advisors Europe Limited, France Branch ("State Street Global Advisors France") is a branch of State Street Global Advisors Europe Limited, registered in Ireland with company number 49934, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. State Street Global Advisors France is registered in France with company number RCS Nanterre 899 183 289, and its office is located at Coeur Défense — Tour A — La Défense 4, 33e étage, 100, Esplanade du Général de Gaulle, 92 931 Paris La Défense Cedex, France. T: +33 1 44 45 40 00. F: +33 1 44 45 41 92. **Germany:** State Street Global Advisors Europe Limited, Branch in Germany, Brienner Strasse 59, D-80333 Munich, Germany ("State Street Global Advisors Germany"). T: +49 (0)89 55878 400. State Street Global Advisors Germany is a branch of State Street Global Advisors Europe Limited, registered in Ireland with company number 49934, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. **Hong Kong:** State Street Global Advisors Asia Limited, 68/F, Two International Finance Centre, 8 Finance Street, Central, Hong Kong. T: +852 2103-0288. F: +852 2103-0200. **Ireland:** State Street Global Advisors Europe Limited is regulated by the Central Bank of Ireland. Registered office address 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. Registered Number: 49934. T: +353 (0)1 776 3000. F: +353 (0)1 776 3300. **Italy:** State Street Global Advisors Europe Limited, Italy Branch ("State Street Global Advisors Italy") is a branch of State Street Global Advisors Europe Limited, registered in Ireland with company number 49934, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. State Street Global Advisors Italy is registered in Italy with company number 11871450968 — REA: 2628603 and VAT number 11871450968, and its office is located at Via Ferrante Aporti, 10 - 20125 Milan, Italy. T: +39 02 32066 100. F: +39 02 32066 155. **Japan:** State Street Global Advisors (Japan) Co., Ltd., Toranomon Hills Mori Tower 25F 1-23-1 Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105-6325 Japan. T: +81-3-4530-7380. Financial Instruments Business Operator, Kanto Local Financial Bureau (Kinsho #345), Membership: Japan Investment Advisers Association, The Investment Trust Association, Japan, Japan Securities Dealers' Association. **Netherlands:** State Street Global Advisors Netherlands, Apollo Building 7th floor, Herikerbergweg 29, 1101 CN Amsterdam, Netherlands. T: +31 20 7181 000. State Street Global Advisors Netherlands is a branch office of State Street Global Advisors Europe Limited, registered in Ireland with company number 49934, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. **Singapore:** State Street Global Advisors Singapore Limited, 168, Robinson Road, #33-01 Capital Tower, Singapore 068912 (Company Reg. No: 200002719D, regulated by the Monetary Authority of Singapore). T: +65 6826-7555. F: +65 6826-7501. **Switzerland:** State Street Global Advisors AG, Beethovenstr. 19, CH-8027 Zurich. Registered with the Register of Commerce Zurich CHE-105.078.458. T: +41 (0)44 245 70 00. F: +41 (0)44 245 70 16. **United Kingdom:** State Street Global Advisors Limited. Authorised and regulated by the Financial Conduct Authority. Registered in England. Registered No. 2509928. VAT No. 5776591 81. Registered office: 20 Churchill Place, Canary Wharf, London, E14 5HJ. T: 020 3395 6000. F: 020 3395 6350. **United States:** State Street Global Advisors, 1 Iron Street, Boston, MA 02210-1641. T: +1 617 786 3000.

- 本稿は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズが作成したものをステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社が和訳したものです。内容については原文が優先されることをご了承下さい。
- 本資料は、情報提供を目的として作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 本資料の二次使用、複写、転載、転送等を禁じます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
東京都港区虎ノ門1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー25階
金融商品取引業者関東財務局長（金商）第345号
加入協会：一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人投資信託協会、日本証券業協会
5719300.1.1.APAC.RTL Exp date 6/30/2024

The views expressed in this material are the views of SSGA Asset Stewardship Team through the period ended May 26, 2023 and are subject to change based on market and other conditions. This document contains certain statements that may be deemed forward-looking statements. Please note that any such statements are not guarantees of any future performance and actual results or developments may differ materially from those projected.

Investing involves risk including the risk of loss of principal.

The whole or any part of this work may not be reproduced, copied or transmitted or any of its contents disclosed to third parties without SSGA's express written consent.

All information is from SSGA unless otherwise noted and has been obtained from sources believed to be reliable, but its accuracy is not guaranteed. There is no representation or warranty as to the current accuracy, reliability or completeness of, nor liability for, decisions based on such information and it should not be relied on as such.

The information provided does not constitute investment advice and it should not be relied on as such. It should not be considered a solicitation to buy or an offer to sell a security. It does not take into account any investor's particular investment objectives, strategies, tax status or investment horizon. You should consult your tax and financial advisor.

The returns on a portfolio of securities which exclude companies that do not meet the portfolio's specified ESG criteria may trail the returns on a portfolio of securities which include such companies. A portfolio's ESG criteria may result in the portfolio investing in industry sectors or securities which underperform the market as a whole.

This communication is directed at professional clients (this includes eligible counterparties as defined by the appropriate EU regulator who are deemed both knowledgeable and experienced in matters relating to investments. The products and services to which this communication relates are only available to such persons and persons of any other description (including retail clients) should not rely on this communication.

The trademarks and service marks referenced herein are the property of their respective owners. Third party data providers make no warranties or representations of any kind relating to the accuracy, completeness or timeliness of the data and have no liability for damages of any kind relating to the use of such data.

Responsible-Factor (R Factor) scoring is designed by State Street to reflect certain ESG characteristics and does not represent investment performance. Results generated out of the scoring model is based on sustainability and corporate governance dimensions of a scored entity.

The information contained in this communication is not a research recommendation or 'investment research' and is classified as a 'Marketing Communication' in accordance with the Markets in Financial Instruments Directive (2014/65/EU) or applicable Swiss regulation. This means that this marketing communication (a) has not been prepared in accordance with legal requirements designed to promote the independence of investment research (b) is not subject to any prohibition on dealing ahead of the dissemination of investment research.

© 2023 State Street Corporation.
All Rights Reserved.
ID1533400-3479887.5.1.GBL.RTL 0423
Exp. Date: 06/30/2024